マネジメント体制

経営体制および内部統制体制

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

JFEグループは、持株会社のもとに事業を展開する事業会社を置く体制をとっています。

持株会社であるJFEホールディングスは、グループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループ本社としての業務を遂行しています。

また、事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた最適な業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図っています。

持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めています。

経営体制・内部統制体制

① 会社の機関

JFEグループ各社は監査役制度を採用しています。JFEホールディングスの監査役は4名（うち社外監査役2名）、取締役は、2007年6月の株主総会において新たに社外取締役2名が選任され、7名となりました。経験に基づく優れた識見を持ち、当社経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることのない公正な立場から当社の経営を監督する社外取締役が取締役会に加わったことにより、一層客観性・透明性の高い経営体制を確立しました。そして、社外監査役が半数を占める監査役会がより厳しく経営を監視し、その健全性強化に努めています。

経営体制および内部統制体制の関係図

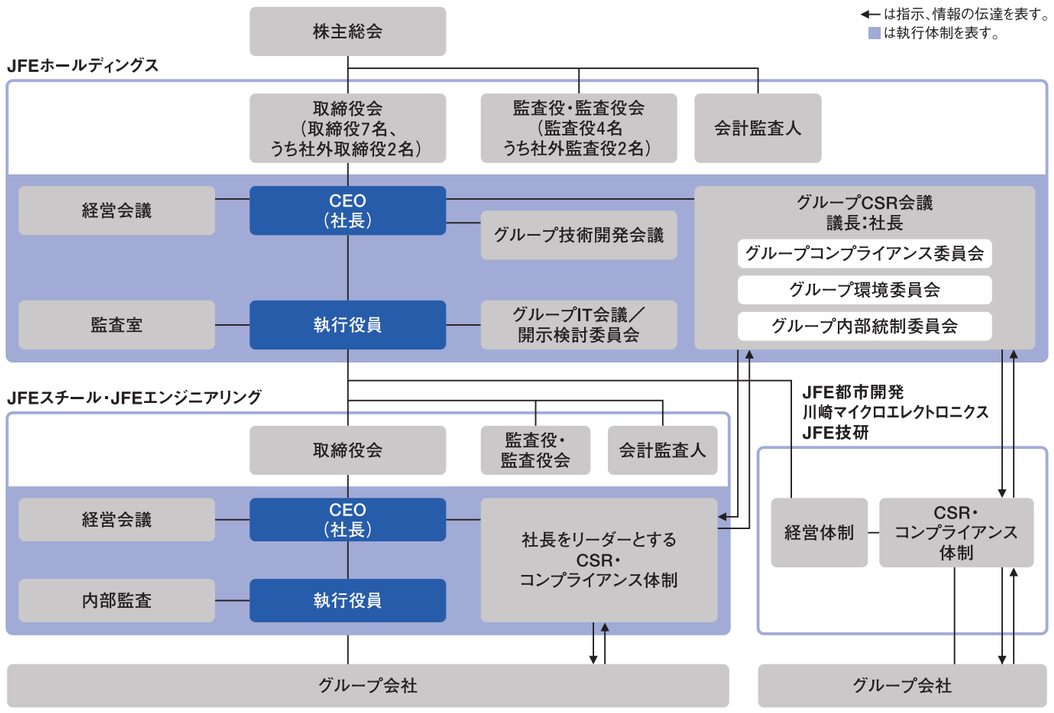

また、JFEホールディングス、JFEスチール、JFEエンジニアリングおよび川崎マイクロエレクトロニクスでは、経営意思決定と業務執行の分離による権限・責任の明確化、および執行の迅速化を実現するため、執行役員制を採用しています。

② 重要事項の決定

グループを構成する各社の重要事項については、各社規程により明確な決定手続きを定めており、グループとしての経営に関わる重要事項については、JFEホールディングスにおいて最終的に審議・決定を行う体制としています。

具体的には、各事業会社では、自社および傘下グループ会社の、JFEホールディングスでは、自社・事業会社およびグループ会社の重要事項につき、経営会議等での審議、取締役会での決定を行っています。

JFEホールディングス、JFEスチール、JFEエンジニアリングでは、社長を議長とし、取締役・執行役員のほか監査役も出席する経営会議を2回/月程度、取締役会を1～2回/月開催しています。

JFEグループは、品種・事業ごとの戦略策定と収益管理の一元化による最適な品種・事業運営を狙いとして、JFEスチールは品種セクター制を、JFEエンジニアリングは事業部カンパニー制を採用しています。また、グループ共通の技術開発、ITの課題については、グループ横断会議体を設けて審議しています。

③ 内部統制体制

リスク管理を含む当社の内部統制体制は、「内部統制体制構築の基本方針」に従って、取締役会規則、経営会議規程、JFEグループCSR会議規程、JFEグループコンプライアンス委員会規程、JFEグループ内部統制委員会規程、開示検討委員会規程などの各種会議規程、組織・業務規程、情報保存管理規程の制定、企業倫理ホットラインの設置、および内部監査、監査役監査の充実などにより整備されています。

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について

当社は2007年3月開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」を導入することを決議しました。さらに、本年の定時株主総会において、その2年間の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案については、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間の確保が必要であるとの基本的な考え方に立ち、本方針を導入することといたしました。

本方針のもとで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として、大規模買付行為を抑止するための対抗措置をとることがあります。

なお、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、ならびに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性・客観性・公正性・合理性を担保するため、社外取締役などを中心とする特別委員会を設置しております。詳細については、弊社ホームページ（http://www.jfe-holdings.co.jp/）をご参照ください。